

## 調査基準価格の算定式の改正について

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条第2項中及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱別表（第25条関係）の調査基準価格の算定式を以下のとおり改正しました。

### 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱

第37条第2項中

#### **(現行)**

- 2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

$$A = (a + b + c + d) \times 108 / 100$$

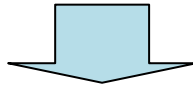
A：当該工事の調査基準価格

a：当該工事の直接工事費×9.5/10

b：当該工事の共通仮設費×9/10

c：当該工事の現場管理費相当額×8/10

d：当該工事の一般管理費等×5.5/10



#### **(改正後)**

- 2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

$$A = (a + b + c + d) \times 108 / 100$$

A：当該工事の調査基準価格

a：当該工事の直接工事費×9.5/10

b：当該工事の共通仮設費×9/10

c：当該工事の現場管理費相当額×**9/10**

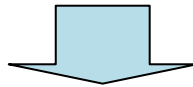
d：当該工事の一般管理費等×5.5/10

広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱

(現行)

別表 (第 25 条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額



(改正後)

別表 (第 25 条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に <b>10分の8</b> を乗じて得た額	諸経費の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <b>10分の4.5</b> を乗じて得た額

施行期日

平成 29 年 3 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。